

障 発 0914 号 第 1 号

令和 8 年 9 月 14 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第 2 版）について

平成 29 年 3 月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成してから 9 年以上が経過し、令和 6 年度障害福祉報酬改定においても、意思決定支援の推進を指定基準に規定するなど、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援を推進してきました。

一方、国連障害者権利委員会による総括所見（令和 4 年 10 月）において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念が示されたほか、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和 7 年 3 月）においても、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和 4 年 10 月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある」とされました。

このため、令和 7 年度の「障害者の意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」、令和 8 年 7 月の社会保障審議会障害者部会（第 157 回）での議論を経て、今般、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第 2 版）」を別紙 1 及び別紙 2 のとおり作成しました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いします。

なお、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 15 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は本通知をもって廃止します。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。